

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成28年1月28日（木）16:06～16:31
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

- 根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
- 伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官
- 玉置 賢 農林水産省経営局就農・女性課経営体育成支援室長
- 久知良 俊二 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課課長
- 北川 愛二郎 農林水産省経営局就農・女性課経営専門官
- 山田 敏充 厚生労働省職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長

#### <事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農業の担い手となる外国人材の就労解禁について
- 3 閉会

---

○藤原次長 それでは、最後になりますが、農業における外国人労働者の受け入れということでございます。御指摘事項に対する回答がございますけれども、内閣府のほうからも紙を提出させていただいております。委員の方々の御都合がありまして、4時半を目途に大体終わらせていただくような方向でやらせていただければと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 皆さんお忙しいところどうもありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。これは、まず農水省さんですか。

○藤原次長 どちらでも結構ですが、法務省の紙が青ですかね。法務省、厚労省のほうですか。

○八田座長 では、法務省さん、よろしくお願いいたします。

○根岸室長 では、引き続きよろしくお願いいたします。

農業に関してですけれども、前回のワーキンググループで農水省さんから外国人の件を検討すべきというような話もあり、委員の皆さんからもやるべきというようなお話がありました。

一方で、我々法務省と厚労省は、いや、まだまだいろいろ検討することがありまして、ということではあったのですけれども、いずれにしてもそういう御指摘もいただきましたし、農水省さんがやりたいという話だったわけですので、まずは本当のところどういことをやりたいのかという話をよく聞いて詰めてみないことには、ただ難しい難しいと言ってしまうのがないので、本当に難しいのか、何か、こう変えればできるという話なのか検討しなければいけないので、それから具体的にどういうことを想定されているのか、まずは農水省さんの意向というのがどうなのかをお聞きをしておりました。

これは今お出ししている、法務省、厚労省連名の昨日付のペーパーですけれども、この時点では、お伺いをして、直接行ってお話を聞いても、やりたいのかやりたくないのかもちょっとわからない状態であったのですけれども、一応、昨晚やっぱりやりたいです、という話はいただいて、今日午前中には、一部については回答をいただいている状況にあります。ただ、まだちょっとそれについて本当に、ではどうなのかという先週終わったあとにやりたかった話というのは、また今晚、同じようなメンバーが集まってやろうというところが始まる場所ですので、現時点で具体的に、我々としてはこういう案が考えられますとか、考えたけど絶対無理ですとか、どちらかに断言するようなことを申し上げられる段階にないというのが正直なところでございます。

現実問題のことをその後に「今後」と書いているのですけれども、これから農水省さんからいろいろやりたいのはこういうことだというのがあったとしても、これから今国会でという御指摘をいただいていますので。そういうスケジュール感で考えると、これからほんの1週間、2週間のうちに大枠大体固まっていないと、なかなか法案化というのは難しいと思いますので、と考えると現実的に今国会というのは極めて難しいのではないかと思います。

それから、もう一ついただいた御指摘事項の中で、やる場合という話ですけれども、専門性や技術性の判断について、大卒程度の学歴という基準ではなくて、知識技術に着目した、恐らく実質のところで見てくださいというような御趣旨なのだろうと思います。

これは、基本的な考え方を「なお」のところは書いているのですけれども、一般的に専門的・技術的分野と言っているときの大学レベルの学問的・体系的な技術・知識を要するような分野の外国人の受け入れに当たっては、考え方は大卒レベルのような知識・技術を持つ方という考え方だとしても、その要件、受け入れの基準としては、実際やる仕事はそ

ういう仕事でなければいけませんけれども、必ず学歴でなければならないというわけではなくて、実務経験ですとか、あるいは資格試験などによって大卒と同程度というようなことが言えれば、入国・在留を認めるというような仕組みになっています。

先ほど、雑談の中でたまたま出ましたけれども、IT技術者みたいなものについては、もともとのあった技術という在留資格では、大卒または経験10年という基準になっておりました。それについて、本当に優秀なIT技術者というのは大学を途中で辞めてしまって、大学を出る、あるいは大学院を出る能力なんか簡単にあるのだけれども、あまりにも有能過ぎるのもっと早くから働き始めてしまうとか、そういう人もいるというような中で、とはいえ本当にその技術があるのかどうかを入管が客観的に見るというのは現実に難しいので、経産省さんのほうで、省としてやっている試験ではないのですけれども、経産省さんの情報処理の試験で、これは大卒レベルと言えるやつだということを決めていただいて、ちょうど相互認証を進めているところでしたので、各国の資格試験制度と相互認証した、いわば大卒レベルと言えるものは、どこの国のこの資格、どこの国のこの試験は大卒相当ですよということになって、その合格証明書とかいうものがあれば、大卒と同じように、大卒、経験10年またはその資格試験の合格者みたいな基準のつくりになっています。

したがって、別に農業に限った話ではないですけれども、ほかの分野で、既存で既に労働者を受け入れている分野でもいいのですけれども、何か基準をつくる時に現行のものでは支障があって、実質を見ていないというような話があるときには、一律に客観的に見なければいけないので、今は大卒、経験10年と、基本みたいになっていますけれども、それはそうとしかしようがないという面で行っているものですので、同等のものがもっと実質で判断できるというのが別途あれば、それがそういうふうに評価ができれば、新しいものを付け加えて、転換するというよりも選択肢としてもう1個つくる、というようなことは考えるのだらうと思います。今ITの例を出しましたけれども、そのほかにも技能の世界等でも同じようなことをやっているものもございますので、そういうことで考えるということになるのだらうと思います。

ただ、農業に限って言うと、現時点でそこまでのものは出てきていませんので、そこまでの検討はなかなかできていませんし、今我々が素人ながらわかっているという範囲の知識では、一定の専門性があるということは前から申し上げているとお認めるところであるし、当然のことなのですけれども、専門的・技術的分野というふうに評価することは難しいだらうと考えております。

冒頭は以上でございます。

○八田座長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、農水省さん、お願いいたします。

○玉置室長 はい、農水省でございます。我々としても、今の我が国の農業は経営発展、成長産業化を進めていかなければならないという中で、やはり大事なのは労働力の確保だと思っております。非常に高齢化が進んだりとか地域に人が少なくなってくるという中で、

労働力がなければ農業が維持、発展できないという状況にあることは重々認識をしております。その中で今の状況を見ますと、外国人材を活用するというような枠組みを検討していくことというのは非常に大事ではないかと考えております。

先ほど、法務省さん厚労省さんにもいろいろ我々の考えている1つの案ではありますが、そういったこともお伝え、お示し、提案しながら、外国人家事支援人材のスキームなども参考にしながら検討していきたいとは思っております。いずれにしても制度所管省庁、関係省庁であります法務省さん、厚生労働省さんとの調整、検討というのを十分果たしながら進めていくことが大事だと思っておりますので、両省と検討をこれからまたやっていきたいと思っております。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、厚労省さん。

○久知良課長 そんなに今の時点で補足というのはあれなのですが、1点だけ申し上げますと、農業というところで検討しなければいけないということが1つあって。家事支援のスキームを多分参考にされるということが農水省さんのベースにはあると思います。参考にされるのはもちろんそれで結構なのですが、前回も座長からおっしゃられたように、そのまま引っ張ってきて、制度趣旨が違ったりするということもあるので、必ずしもそのまま引っ張ってうまくいくかどうかという点はあるだろうというところがございます。

○八田座長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御意見、御質問お願いしたいと思います。

○原委員 昨日打ち合わせできませんでしたとかそういう話を聞いてもしようがないので、具体的に早く思料していただけたらと思います。

○藤原次長 ちょっとよろしいですか。

すみません。両省でいろいろ議論いただいているということでございますけれども、まさにその一助になると思ひまして、内閣府案というふうに出させてもらっていますけれども、これは諮問会議でもこの項目については重点的に検討するべきだということを12月にもいただいておりますので、私ども自治体の立場、提案者の立場に立って申し上げますと、これはもうできるだけ早く実現できればと思っております。

ということもありまして、また内閣府としては御承知のとおり、家事支援とか、先ほどからお話ございましたけれども、こういった新しい特区で在留資格を認めていくという仕組みは、構造改革特区のときから幾つも事例もございますので、管理の仕組みという意味ではいろいろなノウハウを御提供できる部分もあるかなと思ひまして、農水省さんのほうとも、もちろんまだ100%すり合わせをしておりますが、これまでの議論の中で恐らく農水省さんとしてもこういう方向ではないかと。また自治体の考え方としても、ヒアリングもしておりますが、こういう方向ではないかと、先ほど委員の先生方にもこういう方向でよろしいかということで、御了解いただいた上で内閣府の案を今日は出させていただきます。

見ていただきますと、まさに今日の議論ではございませんが、技能実習でやはり足りない部分と言いますか、よりも厳しく、きちんと管理をする、家事支援労働のときの1つのやり方をモデルにしながら、趣旨等あるいは細かい第三者協議会について記載しています。

具体例にいけますと、管理体制のところは、家事支援はかなり関係省庁が多岐に及んでいるので、内閣府が相当表に出ておりますが、これは完全に所管という意味ではかなりはっきりしておりますので、農水大臣、農水省さんのところを頭出ししております。

今、八田先生がおっしゃった賃金のところなどは、まさに特定活動のところでも書いていただいているような制度を設定しておりますが、こういった方向でぜひ検討を早めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○八田座長 もう内閣府として、皆さんにお配りして、これを御参考にしていただいて、御検討いただきたいということなのですが、今の段階で何かコメントございますでしょうか。

法務省、どうぞ。

○根岸室長 日本人と同等の賃金というのは、あらゆるものにかけている条件でして、労働目的に入れると技能実習で起きている問題が起きないかという、そういうことではなくて、技能実習でも一番多い不正行為は、農業は不正行為でも一番多い業種なのです。いろいろ取り上げられることもそれゆえに多いのですけれども、一番多い不正行為の類型は賃金不払いなのです。これはもとの水準が高い低いの問題ではなくて、もとは日本人と同等という要件を満たしているはずなのですけれども、約束どおりのお金を払っていないという問題です。そうすると、これは賃金が同等という要件を課しても結局やることは同じになってしまう可能性があるのです、悪用されればですね。なので、むしろ悪用されない相手にするというスキームを、あるいはそれをちゃんと防止できる仕組みをどれだけつくれるかということが非常に大きな問題だと思ひまして、それが簡単にできるぐらいならば、技能実習のほうでもやっているはずなのです。

それはですから、目的がどちらかで余り関係ない問題で、目的が技能移転だからできていない問題なのであれば、労働目的と言うと解決することがあるのかもしれないけれども、ここは何の目的だろうと約束どおり賃金を払えないというのは絶対あつてはならないことですので、そういう意味ではここをちゃんとできるような仕組みにできるかというのは、しっかり詰めていかないといけないのだろうと思ひております。

○藤原次長 まさに家事支援のときも同じ議論でしたけれども、管理の仕組みとしては、これ以上ないぐらいの厳しい管理の仕組みの中で同水準の賃金水準等も確認していくということでスキームをつくったわけです。したがって、それがノウハウとして応用できるのではないかという趣旨でございます。

○久知良課長 もう一点申し上げますと、家事支援と同様のスキームということで、今これをつくられているということだろうと思ひます。私どもも家事支援のときについてはこ

のスキームでいこうということで。

ただ、今回については、既に同等報酬要件自体は、技能実習制度にもありますけれども、それでも実態として賃金不払い等の法令違反が多発している、という状況についての対応というのは、多分家事支援のときよりはプラスして考えなければいけない部分だろうと思っていて、そこについては、農水省さんとよく議論したいと思っております。

○八田座長 技能実習と違うところは、会議のもとに協議会を設定して情報を共有するとか、それから苦情の窓口を設置するとか。これは、普通の技能実習とは随分違うところだと考えてよろしいのでしょうか。

○山田室長 技能実習の担当として、事実関係をお話させていただきますと、技能実習についていろいろ問題があるという御指摘も踏まえて今、法案を出させていただいています。この法案の中には、業所管庁が入って協議会を作ってやっていくこともできるというスキームがございます。今既に農業については職種として認められているので、仮に新しい法案が成立した場合には、そのスキームを使って所管省庁も入って、関係団体等が入った体制をつくるということも可能でございます。

○藤原次長 現状の評価は恐らくいろいろあると思いますし、まさにその管理の仕組みを、少しでもうまくいくように特区で実験していくということに尽きると思うのです。それで特区でのこの仕組みというのは、首長が一義的に責任を大いに持つということが最大のポイントです。それから、特区担当大臣という新しい区域会議の仕組みがありますから、関係省庁含めてそこで規制緩和を求めている人たちのある意味義務として、代替措置をきちんとしていくところに新しい管理の仕組みのポイントがあると思います。

○八田座長 だからここの協議会の意義があると思うのです。

どうぞ。

○鈴木委員 さっきのITの話なのですけれども、非常に示唆的で、農業のほうもちゃんと大卒の要件を満たすような的確な試験があると非常にハードルは低くなるかなと思うのですけれども、ただ今からそれをつくるということになると大変なことなので、既存のいろいろな試験がありますね。それで何か使えそうなものはないのですか。

○北川経営専門官 農業技術検定というのは全国農業会議所であるのですけれども、農業における肥培管理技術というのは、御案内のとおり地方や農家の師匠によってやり方が違うので、教えることはできるのだけれどそれを試験して統一基準で評価するというのがなかなか難しいところであると聞いております。

○鈴木委員 だから、既存のものをバージョンアップして、基準を全国的に農水省が決めてやるとかということだと、新しくつくるほうがいいのか、私はよくわかりませんが、既存のものを利用してやるほうが、時間的には短縮できるのではないかなというのが1点、コメントです。

○八田座長 ここでは実務経験で代替しようとしているわけですね。

○鈴木委員 実務も併せてということですね。

○八田座長 それでは、こういうたたき台をつくりましたので、これを出発点に御検討をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いたします。